

さくら市社会福祉協議会職員の給与等の 支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくら市社会福祉協議会の職員に対する給与等の支給に関して、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって手当を除いた金額とする。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給与の基準ならびに支給方法等)

第3条 前条に掲げた給与の基準ならびに支給方法等については、さくら市職員の給与に関する条例（平成17年3月28日さくら市条例第50号）及びさくら市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年3月28日さくら市条例第51号）の規定を準用する。

(給料表)

第4条 職員の適用給料表は、職員の勤務の種類に応じて、さくら市職員（以下「市職員」という。）の例による。

(初任給、昇給、昇格等の基準)

第5条 職員の初任給、昇給、昇格等の基準については、市職員の例による。

(給与の調整額)

第6条 給料月額が、職務の複雑困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比べて著しく特殊な職に対して適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の125を超えてはならない。

(退職手当)

第7条 職員が1年以上で退職した場合で、次に掲げる事由により退職したときを除き、退職手当を支給する。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合で懲戒処分を受けたとき
- (2) 勤務成績が良くない場合で懲戒処分を受けたとき
- (3) その他本会の職員としてふさわしくない非行のあった場合で懲戒処分を

受けたとき

2 退職手当の支給に関する規程は別に定める。

(休職者の給与)

第8条 職員が休職を命ぜられたときの給与は、市職員の例による。ただし、業務上の負傷または疾病等による場合、同一事由により労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第14条の規定による休業補償給付を受けたときは、その給付相当額を支給しない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、職員に対する給与等の支給に関して必要な事項は市の職員の例による。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。